

国立大学法人東京農工大学連携リング規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学連携リング規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>(委員会の構成)</p> <p>第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 産官学連携・知的財産センター長</u></p> <p><u>(4) その他連携リング運営委員長が必要と認める者 3名</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>2 前項第4号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>本則</p> <p>(委員会の構成)</p> <p>第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(3) その他連携リング運営委員長が必要と認める者 4名</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>2 前項第3号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	

附 則 (教規程第25号)

この規程は、平成25年4月22日から施行し、平成25年4月1日から適用する。